

平成 27 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 27 年 9 月 7 日（月曜日）

平成 27 年第 3 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 27 年 9 月 7 日 (月曜日) 午前 9 時 59 分開会

議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 所管事項に関する委員会報告  
調査第 1 号 図書館について  
調査第 2 号 少子高齢化の実態と対策について  
調査第 3 号 市道及び道路環境の整備について
- 日程第 4 監査委員報告 (例月出納検査結果報告平成 26 年度 5 月分、平成 27 年度 5 月分、6 月分)
- 日程第 5 平成 26 年度富良野市教育行政評価報告
- 日程第 6 議案第 15 号 富良野市議会議規則の一部改正について
- 日程第 7 議案第 14 号 名誉市民推薦審議会委員の委嘱について
- 日程第 8 報告第 1 号 平成 26 年度健全化判断比率について  
報告第 2 号 平成 26 年度資金不足比率について
- 日程第 9 報告第 3 号 株式会社富良野振興公社の経営状況について  
報告第 4 号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について  
報告第 5 号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について
- 日程第 10 議案第 13 号 富良野市表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 11 認定第 1 号 平成 26 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 平成 26 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号 平成 26 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号 平成 26 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号 平成 26 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
認定第 6 号 平成 26 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号 平成 26 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号 平成 26 年度富良野市水道事業会計決算の認定について  
認定第 9 号 平成 26 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 1 号 ~ 第 12 号 (提案説明)

出席議員 (18 名)

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	岡 本 俊 君		9 番	日 里 雅 至 君

10番 佐藤 秀靖 君  
12番 関野 常勝 君  
14番 後藤 英知 夫 君  
16番 広瀬 寛人 君

11番 水間 健太 君  
13番 渋谷 正文 君  
15番 本間 敏行 君  
17番 黒岩 岳雄 君

欠席議員(0名)

説明員

市長 能登 芳昭 君  
総務部長 若杉 勝博 君  
経済部長 原 正明 君  
商工観光室長 山内 孝夫 君  
総務課長 高田 賢司 君  
企画振興課長 西野 成紀 君  
教育委員会教育長 近内 栄一 君  
農業委員会会長 東谷 正 君  
監査委員 宇佐見 正光 君  
公平委員会委員長 島 強 君  
選挙管理委員会委員長 桐澤 博 君

副市長 石井 隆 君  
保健福祉部長 鎌田 忠男 君  
建設水道部長 外崎 番三 君  
看護専門学校長 丸 昇 君  
財政課長 柿本 敦史 君  
教育委員会委員長 吉田 幸男 君  
教育委員会教育部長 遠藤 和章 君  
農業委員会事務局長 大玉 英史 君  
監査委員事務局長 高田 敦子 君  
公平委員会事務局長 高田 敦子 君  
選挙管理委員会事務局長 一條 敏彦 君

事務局出席職員

事務局 長 川崎 隆一 君  
書記 澤田 圭一 君

書記 今井 顕一 君  
書記 倉本 隆司 君

午前9時59分 開会  
(出席議員数18名)

## 開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成27年第3回富良野市議会定例会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指定

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

岡 野 孝 則 君  
後 藤 英知夫 君  
今 利 一 君  
渋谷 正文 君  
岡 本 俊 君  
関 野 常勝 君  
日 里 雅 至 君  
水 間 健 太 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

岡 野 孝 則 君  
後 藤 英知夫 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長川崎隆一君。

事務局長(川崎隆一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第13号、認定第1号から認定第9号及び報告第1号から報告第5号、以上27件につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第14号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議

長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長(広瀬寛人君) -登壇-

議会運営委員会より、8月31日に告示されました平成27年第3回定例会が本日開催されるに当たり、9月2日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、36件でございます。

うち、議会側提出事件は8件で、内訳は、事務調査報告3件、教育行政評価報告1件、例月出納検査結果報告3件、規則1件でございます。

市長よりの提出事件は28件で、その内訳は、補正予算5件、条例6件、人事1件、決算認定9件、報告5件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございました。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、次に、所管事項に関する委員会報告、監査委員報告、教育行政評価報告を受けます。次に、議案第15号及び議案第14号の審査を願ひ、次に、報告第1号及び報告第2号、報告第3号から報告第5号の報告を受け、次に、議案第13号の審議を願ひます。次に、認定第1号から認定第9号、平成26年度各会計決算認定につきましては、議会運営委員会において、議長及び議選監査委員を除く議員16名による決算審査特別委員会を設置し、閉会中審査を願うことで申し合わせております。次に、議案第1号から議案第12号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

9月8日から11日は議案調査のため、12日、13日は休

日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目の9月14日、第3日目の15日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

9月16日、17日は議案調査のため、休会といたします。

本会議第4日目の9月18日は、議案第1号及びこれに関連する議案第8号の審議を願います。次に、議案第2号から議案第7号及び議案第9号から議案第12号の審議を願います。

なお、議案第7号につきましては、精査が必要なため、総務文教委員会に付託し、閉会中の委員会審査とすることで申し合わせをしております。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願ひ、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、9月14日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成27年第3回定例会の会期は、本日、9月7日から9月18日までの12日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は9月7日から9月18日までの12日間とし、うち8日から11日、16日、17日は議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から12日間と決定いたしました。

## 行政報告

議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、行政報告いたします。

1、（1）は、地域高規格道路旭川十勝道路の整備促進についてであります。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、7月15日に、北海道開発局、旭川開発建設部、管内選出北海道議会議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対

し、また、7月22日には、財務省、国土交通省、6区選出衆議院議員に対し、道路予算の財源確保、事業期間、富良野道路、富良野北道路、旭川東神楽道路の整備促進と、2事業区間、東神楽町 - 中富良野町間、富良野市 - 占冠間の調査促進について要望してまいりました。

（2）上川地方総合開発に関する事業の推進についてであります。

上川地方総合開発期成会副会長として、7月16日に、北海道開発局、北海道、北海道教育庁、管内選出北海道議会議員に対し、また、7月23日には、財務省、国土交通省、農林水産省、総務省、厚生労働省、環境省、文部科学省、経済産業省、6区選出衆議院議員に対し、平成28年度上川地方総合開発に関する事業の推進について要望してまいりました。

（3）根室本線の運行体系改善に対する要請についてであります。

滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町で構成する根室本線対策協議会会長として、8月26日に北海道旅客鉄道株式会社に対し、根室本線の運行体系の確保、臨時列車の継続、充実、地域観光資源の一層の活用、駅舎の整備、赤平駅、芦別駅の人員配置について要請してまいりました。

2、職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、平成27年7月21日をもって懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

被処分者、保健福祉部職員、40歳代。

処分年月日、平成27年7月21日。

非違行為、服務・業務処理関係であります。

処分の内容、減給3カ月。

懲戒歴等、なし。

被処分者、管理職、50歳代。

処分年月日、平成27年7月21日。

非違行為、公金・公物取り扱い関係。

処分の内容、減給1カ月。

懲戒等の歴、なし。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

## 日程第3 所管事項に関する委員会報告

議長（北猛俊君） 日程第3、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、図書館について。

総務文教委員長萩原弘之君。

総務文教委員長（萩原弘之君） -登壇-

総務文教委員会より、平成27年第2回定例会において許可を得ました調査第1号、図書館についての調査経過を申し上げます。

本市では、第5次富良野市総合計画の基本目標に、やさしさと生きがいを実感できるまちづくりを掲げ、個別目標の豊かな心身を育む社会教育活動の環境づくりでは、読書活動の推進と定めております。現在、その実施と具体化に向けて、平成27年度に富良野市子どもの読書推進プラン第2次計画を策定し、家庭、子供、地域、学校、行政の連携による読書環境の整備に取り組んでいるところです。

このたびの図書館についての調査に当たり、担当部局にその資料の請求と説明を求め、本市の図書館の実態と現状を把握し、今後の方向性をさまざまな観点から検証するために調査をまいりました。

委員会では、現在、図書館が平成4年に開館をしていることから、現在の蔵書数や業務内容の変化に伴う施設のあり方、学校図書の実態把握と連携について議論をしているところです。さらに、市民にとって生涯学習としての読書の必要性とは何か、また、多様な機能を求められる公共施設としての図書館のあり方などについて議論があり、読書環境と図書館機能を充実することが市民にとって大きな財産となり、将来のまちづくりには必要不可欠と考えるところです。

今後、さらに先進地の事例調査を実施し、市民生活や読書活動の拠点としての図書館像についてさらに調査を深めたいところから、継続調査を求めるものであります。

以上申し上げます、総務文教委員会からの中間報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第1号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要するものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第2号、少子高齢化の実態と対策について。

保健福祉委員長今利一君。

保健福祉委員長（今利一君） -登壇-

保健福祉委員会より、平成27年第2回定例会において調査の許可を得ました調査第2号、少子高齢化の実態と対策について、調査結果と経過について御報告申し上げます。

ます。

少子化と高齢化の対策は、今後迎える富良野市の人口問題において考えていかなければならない最も重要な課題であり、早急に対策をしていかなければならない課題でもあります。

しかし、この課題は、この日本社会において、長い年月を積み重ねてきた中で起きた現象であり、人口減少と少子高齢化にかかわる問題に対してどう取り組んでいくか、非常に難題であり、見方を変えると、個人のプライバシーにかかわる非常にデリケートな課題を含んでおり、徐々に解決の糸口を探りながら問題の解決を図ることができればと考えております。また、この二つの現象が同時に起きたことは、世界でも例を見ない事例であり、世界に先んじて解決していかなければならない課題でもあります。

委員会では、担当部局に少子高齢化の実態について説明を求め、子ども・子育て支援事業計画、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をもとに議論を重ねてまいりました。議論の中で、焦点を絞り込み、まずは、子育て支援の実態と課題を中心に、ファミリー・サポート・センター事業、通常保育事業、民間保育所の実態と市のかかわりについて説明を求め、実態把握に努めてまいりました。

今後は、都市事例調査の実施により、さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

保健福祉委員会からの報告を終わらせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第2号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要するものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第3号、市道及び道路環境の整備について。

経済建設委員長黒岩岳雄君。

経済建設委員長（黒岩岳雄君） -登壇-

経済建設委員会より、平成27年第2回定例会において許可を得ました調査第3号、市道及び道路環境の整備についての調査経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、初めに、市道並びに排水路のこれまでの整備状況と今後の整備の方向について説明を受け、さらに、現在まで整

備、修繕が行われてきている市内の道路、橋梁のほか、今年から5カ年計画で整備を行う排水路の現地調査を行い、道路行政の現状と課題の把握に努めております。

市道及び道路環境の整備については、市民生活の産業の基盤となるインフラ整備を進めていく上で必要不可欠なものであります。近年の異常気象による全国各地で発生している局地的な集中豪雨による道路と橋梁被害への対応や排水路の整備による予防策は急務であり、道路整備を進めるに当たっては、人口減少に伴うコンパクトシティ推進の流れを受け、従来の拡大志向のまちづくりから転換期を迎えていることなど、行政によるその推進施策はますます重要なものとなってきているところであります。

本委員会では、今後、市街地域及び農村地域における道路、排水路、橋梁の3項目について重点的に調査を進め、あわせて、先進地の事例調査を行い、本市の道路行政の目指す方向性についてさらに深く議論の掘り下げが必要なことから、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げまして、経済建設委員会からの中間報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第3号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要するものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

#### 日程第4 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第4、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成26年度5月分の1件、平成27年度5月分、6月分の2件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

#### 日程第5 平成26年度富良野市教育行政評価報告

議長（北猛俊君） 日程第5、平成26年度富良野市教育行政評価報告を議題といたします。

本報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

#### 日程第6

##### 議案第15号 富良野市議会会議規則の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第6、議案第15号、富良野市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長（広瀬寛人君） -登壇-

議案第15号、富良野市議会会議規則の一部改正について御説明申し上げます。

富良野市議会会議規則の一部改正については、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定に基づき、提案するものであります。

本件は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けることにより、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議への欠席に関する規定について改正を行うものであります。

なお、規則の施行日につきましては、公布の日からとしようとするものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

##### 議案第14号 名誉市民推薦審議会委員の委嘱について

議長（北猛俊君） 日程第7、議案第14号、名誉市民推薦審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第14号、名誉市民推薦審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

来年度は、富良野市にとりまして市制施行50周年という意義深い年に当たり、平成28年5月には記念式典を開催し、各種の表彰を予定しているところであります。

富良野市名誉市民条例に基づき、名誉市民推薦審議会を設置し、名誉市民表彰について御審議をいただきたいと存じますので、同条例第3条第2項の規定に基づき、荒木毅氏、植崎博行氏、小川綾子氏、赤塚健氏、小玉將臣氏の5氏を名誉市民推薦審議会委員に御委嘱いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件委嘱について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委嘱に同意することに決しました。

#### 日程第8

報告第1号 平成26年度健全化判断比率について

報告第2号 平成26年度資金不足比率について

議長（北猛俊君） 日程第8、報告第1号及び報告第2号、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件につき、順次、説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、平成26年度健全化判断比率について御報告を申し上げます。

平成26年度の富良野市の健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり御報告を申し上げます。

報告第2号、平成26年度資金不足比率について御報告を申し上げます。

平成26年度の富良野市の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のと

おり御報告を申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件2件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件2件の報告を終わります。

#### 日程第9

報告第3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について

報告第4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について

報告第5号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について

議長（北猛俊君） 日程第9、報告第3号から報告第5号まで、以上3件を一括して議題といたします。

本件3件につき、順次、説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

報告第3号、株式会社富良野振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社富良野振興公社の平成26年度の決算状況及び平成27年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第4号、株式会社ふらの農産公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社ふらの農産公社の平成26年度の決算状況及び平成27年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第5号、株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社空知川ゴルフ公社の平成26年度の決算状況及び平成27年度の事業計画につきまして、別冊のとおり御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 本件3件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件3件の報告を終わります。

#### 日程第10

議案第13号 富良野市表彰条例に基づく表彰について



議長（北猛俊君） 日程第10、議案第13号、富良野市表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第13号、富良野市表彰条例に基づく表彰について御説明申し上げます。

本件は、富良野市表彰条例に基づき、来る11月3日、文化の日に3名の方々の功労につきまして表彰いたしました。同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

以下、その功績について御説明いたします。

まず、条例第3条第1号、自治の振興発展に功績顕著の方として、富良野市議会議員を4期13年にわたり務められ、本市の自治振興に尽力されました菊地敏紀氏でございます。

次に、条例第3条第2号、産業経済の振興発展に功績顕著の方といたしまして、社団法人ふらの観光協会専務理事等を長く務められ、本市の観光振興に御尽力された會田系伍氏でございます。

次に、条例第3条第3号、保健、医療、福祉、環境の向上に功績顕著な方といたしまして、富良野地方食品衛生協会副会長等を長く務められ、富良野地域の食品衛生の普及向上に御尽力されておりました佐々木廣道氏でございます。

なお、功績の概要などの詳細につきましては、議案第13号関係資料として配付しておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議の上、議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件表彰について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、表彰に同意することに決しました。

日程第11

認定第1号 平成26年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成26年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成26年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成26年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成26年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成26年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成26年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成26年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第9号 平成26年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

議長（北猛俊君） 日程第11、認定第1号から認定第9号まで、以上9件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

認定第1号、平成26年度富良野市一般会計歳入歳出決算、認定第2号、平成26年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成26年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成26年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成26年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号、平成26年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び認定第7号、平成26年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成26年度各会計歳入歳出決算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

認定第8号、平成26年度富良野市水道事業会計決算及び認定第9号、平成26年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成26年度の富良野市水道事業会計及び富良野市ワイン事業会計の決算について認定を受けようとするものでございます。

決算書には、監査委員の意見書並びに附属書類を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

本件9件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、

大 栗 民 江 君  
宇 治 則 幸 君  
石 上 孝 雄 君  
萩 原 弘 之 君  
岡 野 孝 則 君  
今 利 一 君  
岡 本 俊 君  
天 日 公 子 君  
日 里 雅 至 君  
佐 藤 秀 靖 君  
水 間 健 太 君  
関 野 常 勝 君  
後 藤 英 知 夫 君  
本 間 敏 行 君  
広 瀬 寛 人 君  
黒 岩 岳 雄 君

以上16名の諸君を本職より指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会をこの場において開催いたします。

## 日程第12

### 議案第1号から議案第12号（提案説明）

議長（北猛俊君） 日程第12、議案第1号から議案第12号まで、以上12件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、平成27年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算

第4号は、歳入歳出それぞれ1億9,333万円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億5,440万4,000円にしようとするものと、地方債の補正で追加2件、変更12件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

22ページ、23ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、本年4月の改選に伴い、6月期末手当分に執行残が生じたことによる、議長、副議長、議員期末手当、147万8,000円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、市長が全国市長会副会長に就任したことによる普通旅費、平成28年度の市制施行50周年記念事業に向けた委員報酬、文具・消耗器材及び印刷代、式典用映像及び記念誌概要版作成委託料と、平成26年度に麓郷小学校に設置した避難所小水力発電設備に係る避難所小水力発電設備連系工事費、公用車の車両修繕料等の追加、3項戸籍住民登録費で、社会保障・税番号制度における個人カード交付事務に係る臨時事務員賃金、社会保障・税番号制度カード交付事業費交付金等の追加、一般事務費の臨時事務員賃金の減額、差し引きいたしまして1,369万6,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、介護保険特別会計繰出金、複合型介護施設の整備に対する国庫補助金の間接補助事業として実施する介護サービス提供基盤等整備事業費交付金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、山部福祉センターの排煙窓等の施設修繕料の追加、2項児童福祉費で、支給月額改定及び対象件数の増による児童扶養手当支給費、あおぞら保育所の園庭遊具改修工事費の追加、3項生活保護費で、平成26年度分の精算に伴う生活保護費負担金精算返還金、1億3,676万5,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、看護専門学校の受電用高圧引き込みケーブル改修工事費の追加、2項清掃費で、北の峰地区のごみステーションに外国人観光客用看板を設置するための文具・消耗器材及び印刷代、164万7,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、大沼地区農地整備事業に係る道営農業生産基盤整備事業負担金、自然休養村管理センターの浄化槽及び給湯設備の施設修繕料、農村環境改善センターの浴場及び外壁等の施設修繕料、303万6,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、山部自然公園太陽の里キャンプ場の炊事場の施設修繕料、46万5,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、土木機械車両に係る燃料及び光熱水費の追加、2項道路橋梁費で、経年劣化により破損した道路施設の補修を行う道路維持補修委託料、舗装防塵路線補修委託料及び工事用材料等、平成

29年度事業開始予定の東雲通道路改良舗装事業に係る設計測量調査委託料の追加、3項河川費で、麓郷下神木の沢川のブロック補修に係る河川維持委託料及び工事用材料費、4項都市計画費で、朝日ヶ丘総合公園のトイレの冬季開設に要する燃料及び光熱水費、公園内樹木を剪定、伐採するための公園管理委託料、3,636万5,000円の追加でございます。

9款教育費は、2項小学校費で、財源振替、5項社会教育費で、中央公民館の調理器具更新に係る器具購入費、文化会館屋上防水補修工事費、社会教育費寄附金を充当して児童書を購入する図書費の追加、6項保健体育費で、就学予定者健康診断に係る臨時事務員賃金の追加、台湾少年野球チームの来日中止による少年野球国際交流事業補助金の減額、差し引きいたしまして283万4,000円の追加でございます。

10款公債費は、1項公債費で、過年度起債分の利率見直しに伴う地方債償還元金と地方債償還利子の振りかえでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金は、交付額の確定に伴い、27万7,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、児童扶養手当支給費負担金の追加、2項国庫補助金で、社会保障・番号制度カード交付事業費補助金、介護サービス提供基盤等整備費交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、学校施設環境改善交付金等の追加、雪寒指定路線除排雪事業交付金の減額、差し引きいたしまして1億3,684万3,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、社会教育費寄附金、100万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、財政調整基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金、3,054万5,000円の減額でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金、849万7,000円の追加でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、自動車損害共済災害共済金の追加、いきいきふるさと推進事業助成金の減額、差し引きいたしまして19万3,000円の追加でございます。

22款市債は、1項市債で、臨時財政対策債の追加、その他の13件の事業債につきましては、過疎対策事業債の配分額の確定による調整で、差し引きいたしまして7,761万9,000円の追加でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正に記載のとおり、へき地医療確保対策事業費、企業振興促進補助事業費は、過疎対策事業債の配分額の確定に伴う追加、臨時財政対策債は発行可能額の確定に伴うもの、その他11

件の事業費につきましては、過疎対策事業債の配分額の確定に伴う起債額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第2号、平成27年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ2,779万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を20億3,177万6,000円（10ページで訂正）にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、職員の会計間異動に伴う職員管理費、963万1,000円の追加でございます。

4款基金積立金は、1項基金積立金1目介護保険給付費準備基金積立金で、介護保険給付費準備基金積立金、60万4,000円の追加でございます。

6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金1目償還金及び還付加算金で、前年度の介護給付費国庫負担金等精算償還金、1,755万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金3目その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金、963万1,000円の追加でございます。

8款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金、1,816万1,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

御訂正を願いたいと思います。

いま、議案第2号の平成27年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げましたが、歳入歳出の総額を20億3,177万6,000円と説明するところ、そうでない説明をしたようでございまして、正しくは20億3,177万6,000円でございますので、御訂正を願います。

それでは、もとへ戻ります。

議案第3号、平成27年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ294万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を2,994万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、1項施設管理費1目一般管理費で、老朽化により故障した競り場暖房設備の更新と地下オイルタンクの撤去に係る施設管理経費、294万2,000円の追加

でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金、294万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第4号、平成27年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ646万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を8億598万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費1目一般管理費で、職員の会計間異動等による職員管理費、646万8,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金、649万8,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第5号、平成27年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ194万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億4,644万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費2目施設管理費で、山部簡易水道の配水管の修繕に係る施設修繕料と漏水調査委託料、194万4,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金、194万4,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第6号、富良野市個人情報保護条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法（以後「番号法」という）の施行に伴い、個人番号を含む個人情報（以後「特定個人情報」という）の取り扱いについて必要な事項を定めるもの及び情報提供ネットワークシステムが平成29年より運用予定となる

ことに伴う規定の追加でございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第2条の改正は、番号法においては、事業を営む個人の当該事業に関する情報も保護されるものであるため、第1号から削除するもの、同条第4号から第7号の改正は、個人番号、特定個人情報、情報提供等記録及び保有特定個人情報の定義を追加するものでございます。

第8条の改正は、収集の制限について、一般の個人情報と特定個人情報では異なることから、第2項から特定個人情報を除き、新たに第8条の2に特定個人情報の収集等の制限の規定を追加するものでございます。

第9条の改正は、利用及び提供の制限についても同様に一般の個人情報と特定個人情報では異なることから、第9条から特定個人情報を除き、新たに第9条の2に特定個人情報の利用の制限、第9条の3に情報提供等記録の利用の制限、第9条の4に特定個人情報の提供の制限の規定を追加するものでございます。

第11条の改正は、平成29年より運用される予定の情報提供ネットワークシステムを介した情報照会について情報提供義務が生じることから、規定より特定個人情報を除くものでございます。

第12条の改正は、特定個人情報において、本人及び法定代理人に加え、任意代理人による請求を認めようとするものでございます。

第14条の改正は、自己に関する特定個人情報について、削除を請求できる要件を追加するものでございます。

第15条の改正は、自己に関する特定個人情報について、目的外利用等の中止の要件を追加するものでございます。

第16条及び第17条の改正は、特定個人情報において、本人及び法定代理人に加え、任意代理人による請求を認めようとするものでございます。

第20条の2及び第20条の3の改正は、情報提供ネットワークシステムを介した情報提供等の記録について訂正を行った場合は、総務大臣及び情報照会者または情報提供者に通知する規定を追加するものでございます。

第27条の改正は、個人情報と番号法に基づく特定個人情報は異なることから、他の法令等との調整から、保有特定個人情報を除くものでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成27年10月5日からとし、第9条の次に第3条を加える改正規定（第9条の2に係る部分に限る）は、平成28年1月1日、第9条の次に第3条を加える改正規定（第9条の3に係る部分に限る）は、番号法附則第1条第5号に定める日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第7号、富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度（以後「番号法」という）の個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日より施行されることに伴い、番号法に定められていない社会保障、地方税、防災及びこれらに類する事務を条例で定めることにより、必要な限度で個人番号を利用することができることから、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、本条例で個人番号を利用する事務を定めるもの、また、番号法に定められた個人番号を利用する市の内部事務において情報を連携することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について、第2条は、用語の定義に関する規定でございます。

第3条は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、市の責務を規定するものでございます。

第4条第1項は、番号法に定められていない事務について、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、個人番号を含む個人情報を独自に利用できるものとするものでございます。

同条第2項は、番号法に定められていない事務について、第3項は、番号法に定められている事務について、それぞれ市の同一機関内の事務の間で個人番号を利用した連携を可能とするものでございます。

同条第4項は、個人番号を含む個人情報を利用できる場合において、同一の内容の情報を含む書面の提供が義務づけられているときは当該書面を提出したものとみなす規定でございます。

第5条は、番号法に定められた事務について、個人番号を含む個人情報を市の他の機関へ提供することとするものでございます。

第6条は、委任に関する規定でございます。

なお、条例の施行につきましては、平成28年1月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第8号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、条例別表第14項、その他附属機関の委員の名称の中に、新たに市制施行50周年記念表彰委員会委員を追加しようとするものでございます。

市制施行50周年記念表彰委員会は、平成28年5月に挙行いたします富良野市市制施行50周年記念式典において、本市の振興、発展に貢献された表彰候補者を審査するた

めの委員会であり、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関となることから、別表に追加するものでございます。

なお、条例の施行につきましては、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第9号、富良野市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、納税環境の整備に係るもの、寄附金税額控除に係る対象の拡大、その他規定の整備について条文を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第5条の2は、徴収の猶予をする場合の分割納付（納入）の方法に係る規定の整備で、的確な納付の履行を確保しつつ、猶予の制度を使いやすくするとの観点を踏まえた平成26年度税制改正における国税の改正と同様として、条例でその方法について定めるものでございます。

第5条の3は、徴収猶予の申請手続等に関し、法改正により条例で定めることとなった申請書に記載する事項及びその添付書類についての規定整備でございます。

第5条の4は、職権による換価の猶予の手続等に関する規定で、分割納付（納入）の方法、換価を猶予する場合において、市長が提出を求める書類等についての規定整備でございます。

第5条の5は、納税者の申請による換価の猶予の申請手続等に関する規定で、申請の期限、分割納付（納入）の方法、申請書に記載する事項、添付書類等についての規定整備でございます。

第5条の6は、徴収の猶予または換価の猶予をする場合に、徴収する担保を例外として不要とする場合の規定の整備でございます。

第6条の改正は、本条項以前の項に地方税法を法として省略して引用する条項が設けられたことによる法律名、法令番号等の削除でございます。

第12条の改正も、同様に法令番号等の削除でございます。

第13条の改正は、法の法令番号の追加でございます。

第19条の2の改正は、寄附金が寄附金税額控除の対象となる被寄附者を追加するもので、社会福祉法人、公益法人、その他公益の増進に寄与するもののうち、市内に事務所または事業所を有する法人等を対象とするよう規定を整備するものでございます。

第41条第1項第5号及び第6号の改正は、法の法令番号の追加、第2項の改正は、地方税の減免の申請期限について、市町村の実情等を踏まえて期間を定めることが総務省の通知で明確化されたことを受け、本市の申請期

限を納期限前7日から納期限までと変更するものでございます。

第59条の2の改正は、固定資産税の課税免除の対象としている会館に係る名称の適正化と、その定義の明確化を図ることとしたものでございます。

なお、改正前の条例第2号は、関係する中小企業振興事業団法が既に廃止されていることから、規定を削るものでございます。

第71条第1項第5号及び第6号の改正は、法の法令番号の追加、第2項は、総務省の通知に基づく減免の申請期限に係るものでございます。

第85条の改正は、事務の実情に対応した条文の整理でございます。

第87条第1項の改正は、軽自動車の減免の対象に生活保護法に規定する生活扶助を受ける者が所有または使用する車両を加えるもの、同条第2項の改正は、総務省の通知に基づく減免の申請期限に係るものでございます。

第88条第2項及び第3項並びに第129条の3の改正は、総務省の通知に基づく減免の申請期限に係るものでございます。

附則第12条の2は、特例措置の適用期間が経過したことに伴う条文の削除でございます。

附則第15条の改正は、特例措置に係る適用年度の延長に伴うものでございます。

条例の施行につきましては、第13条、第41条第1項、第59条の2、第71条第1項、第85条の改正規定及び附則第12条の2を削る改正規定については公布の日からとし、第19条の2の改正規定については平成28年1月1日、第5条の2から第5条の6、第6条、第12条、第41条第2項、第71条第2項、第87条、第88条、第129条の3の改正規定は平成28年4月1日、附則第15条の改正規定については公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用とするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第10号、富良野市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度に基づき、平成27年10月から、国民一人一人に個人番号が付番され、通知カード交付開始となるのに伴う改正でございます。

内容につきましては、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を1枚につき500円、また、本人からの申請により平成28年1月から個人番号カードを交付するのに伴う改正で、個人番号カードの再交付に係る手数料を1枚につき800円と定め、加えて、住民基本台帳カードの新規交付が停止となることから、同交付手数料を廃止しようとするものでございます。

なお、いずれのカードも、初回の交付手数料の個人負担は無料で、紛失等による再交付手数料について規定するものでございます。

本条例の施行につきましては、通知カードの再交付手数料に関する改正を平成27年10月5日とし、個人番号カードの再交付手数料及び住民基本台帳カードの廃止に関する改正を平成28年1月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、富良野市墓地使用条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、富良野墓地の造成について、これまで区画を4坪として造成してまいりましたが、平成27年5月29日から9月30日の工期で行いました新たな区画の造成工事においては、市民の要望等を踏まえ、数種の面積の区画を造成することとし、この区画面積の変更に対応するための条例改正でございます。

内容につきましては、それぞれの面積の規定を条例から削除し、将来の墓地区画要望への対応ができるよう改正を行うもので、今年度造成の区画は2坪、3坪、4坪、8坪でございます。

なお、施行につきましては、平成27年10月1日としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年3月31日、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が解散により脱退、平成28年3月31日、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が同じく解散により脱退、また、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日からとかち広域消防事務組合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約別表を変更すること、あわせて、規約について左横書きに改めようとするもので、組合規約の変更には構成団体の議会議決書を添えた協議が必要なことから、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 以上で、本件12件の提案説明を終わります。

## 散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

8日から11日までは議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会であります。

14日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時10分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月7日

議 長 北 猛 俊

署名議員 岡 野 孝 則

署名議員 後 藤 英 知 夫